

兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会

第1回新型コロナウイルス感染症と喫煙に関する

ワーキンググループ会議録

日時：令和3年9月7日(火)14:00～15:45

場所：神戸市教育会館 203会議室

※この議事録について

開会、あいさつ、座長の指名、委員紹介、別冊資料の説明については省略するとともに、事務局等の説明内容や各委員等の発言内容は一部要約しています。

○座長

当ワーキンググループは前回第1回兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会において、昨年来、新型コロナウイルスが猛威を振るうなか、第1に喫煙が新型コロナウイルス感染症の重症化リスク因子であること、第2に新型コロナウイルス感染拡大により外出自粛、在宅勤務等の増加による家庭内での受動喫煙の増加を受け、コロナウイルス禍における受動喫煙対策が必要であると決議され、設置されることとなりました。

については、これまでにわかっている新型コロナウイルスと喫煙の関係に関する知見を踏まえ、今後の対策の方向性について議論いただきたいと思いますと考えております。議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

本日は報告事項として、新型コロナウイルスと喫煙の関係について、次に、協議事項として「第1回受動喫煙防止対策検討委員会での新型コロナウイルスと喫煙に関する論点」、それから「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた啓発企画書」となっております。

委員の皆様には、それらの報告等を受けた後、コロナウイルス感染症に対する受動喫煙対策について、自由なご意見をちょうだいできればと考えております。それでは、2報告事項について事務局からご説明いただきます。説明後に質疑応答の時間を設けたいと思います。

○事務局

資料の1をご覧くださいませでしょうか。

幾つかの団体の研究を、事務局で取りまとめましたのでご紹介したいと思います。

す。取りまとめたものの詳細は資料の1-1以降につけておりますので、また追って見ていただけたらと思います。

では資料1をご覧ください。まず、WHOの研究からの抜粋でございます。WHOでは、34の査読付き研究をまとめ、新型コロナウイルス感染症と喫煙に関する声明として出ております。「COVID-19に感染した入院患者において喫煙が疾患の重症度及び死亡の増加と関連していることを示唆」されるというコメントがございました。また、それでも、関連している可能性は高いけれど、COVID-19による入院に関して、喫煙者へのリスクを定量化する文献は見当たらなかったという、記載もございました。

次に、厚生労働省の11の知識の中からでございますけれども、重症化のリスクとなる基礎疾患等には、喫煙がありましたその次です。感染リスクの高まる5つ場面を記載しておりますが、その1つに喫煙所が挙げられております。

それから、3番目の日本呼吸器学会の報告でございます。

喫煙者は、中国武漢の1,099名の臨床データの分析をしたところ、喫煙者は人工呼吸器が装着される、或いは死亡する危険性が非喫煙者の3倍以上であるという報告がございました。

また、3密、密閉密集密接の喫煙室は、濃厚接触の場であると記載がありました。

4番目です。新型コロナウイルス感染症の診療の手引きからの抜粋でございます。1つには重症化のリスク因子に喫煙があるということ、重症度分類とマネージメントの章の中で、「中等症で呼吸器不全がない」についての記載の中で、喫煙者は禁煙が重要であると記載がありました。

5番目は座長提供の資料からでございます。新型コロナによる死亡と関連するリスク因子ということで、106項目のリスク因子について検討を行った結果、喫煙者は2.95倍と優位に高かったという記載がございました。

6番目の国立がん研究センターのアンケート調査の報告でございます。この報告書アンケートですけれども、令和3年3月にインターネット調査として行われています。対象者は20歳才以上の男女2,000人です。喫煙者が1,000人、非喫煙者が1,000人の内訳になっております。

調査の内容ですけれども、1つ目です。コロナウイルス対策として、屋内外喫煙所の閉鎖や使用停止について「賛成」が58.3%と半分強でございました。参考に、どちらとも言えないというのが、23.0%。反対が8.5%という結果でした。

2つ目です。喫煙者1,000人に対して、聞いた問いです。コロナ重症化リスクを減らすために、「禁煙に取り組みたい」と答えた人が25.3%。「どちらとも言えない」が33.8%、「思わない」が36.4%という結果でした。

3つ目です。ステイホームや在宅勤務などによって「吸う量が増えた」という

喫煙者は 18.0%。「変わらない」が 69.6%、「減った」が 11.4%、「やめることができた」というのはわずか 1.0%という結果でした。

その次に、喫煙増加の理由について尋ねると、最も多かったのが「ストレス」49.4%、続いて、「自宅では制約がない」が 33.9%、「自宅は周囲の目が気にならない」が 10.0%になっていました。

ステイホームや在宅勤務などによって、喫煙する同居人からの受動喫煙が、増えたかどうかという質問については、「増えた」と答えた方が 34.0%という結果でした。

7番目の国立病院機構宇都宮病院の報告ですが、宇都宮病院の職員を対象に調査を行ったところ、新型コロナワクチン2回目接種3ヶ月後の抗体価について、高齢者と喫煙者では大きく低下していたという報告がございました。

以上でございます。

○座長

ただいまの事務局からの報告について、何か質問、各委員からの補足はありますか。

○委員

今デルタ株が蔓延してということですが、7番の資料についてですが、この資料は、デルタ株の影響を反映していますか。

○事務局

このデータは8月10日に発表されていますので、デルタ株に関するデータではないです。

○座長

これからデータが出ると思われます。いかがですか。

○先生

デルタ株のデータはまだないです。

○座長

他にご意見ご質問はないですか。

それでは続いて、3協議事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局

資料2をご覧ください。協議していただくことを2点挙げております。1つ目が、喫煙者の取り扱いについて、2つ目が家庭での受動喫煙についての2点でございます。

まず喫煙所の取り扱いについてですが、第1回検討委員会で発言された要旨を左側に書いております。

「喫煙所の中でたばこを吸いながら密になっているのは1番悪い条件、啓発が必要である。」

2つ目の「まん延防止等の措置の中では、各駅前でも閉鎖されていた。ところが、一部の駅でまたこっそりと開けられてしまっている。明確に対策を位置づけるべき。」、次に「まん延を少しでも減らすためにも、閉鎖型も含めて、喫煙場所は廃止していくべきだと思います。」、それから、「駅前のたばこを吸える場所が撤去されて、吸いたい人はどこに消えていくのかというのは大きなポイント、どこかに行ってしまうので、どこかでは密を作っているのではないかと思います。」という発言がございました。

これらについて、現在の規定として、健康増進法では、公衆喫煙所として、「施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙をする場所」ということに書いております。また、兵庫県の条例におきましては、喫煙目的施設（公衆喫煙所）に関する規定は、屋内を対象としておりまして、屋外についての規制がない。

また、それとは別に、各市においては、条例の中で、路上喫煙を規制している市もあるという状況です。

協議のポイントといたしまして、駅前公衆喫煙所の多くは屋根がなく、屋外であり条例の対象外であるということ。また、各市がポイ捨て及び路上喫煙の防止等の対策として、公衆喫煙所を設置していると思われる。公衆喫煙所を廃止した際の喫煙者対策が別途必要となるのではないかとということのポイントとして挙げております。

今回ご意見をお願いしたい点として喫煙所への対策として、喫煙所のガイドラインの提言をしてはどうかということを考えています。資料2-2をご覧ください。ただけですでしょうか。事務局で案として、喫煙所ガイドラインを作成しましたので、ご意見をいただけたらと思っております。施設管理者へのお願い、それから、喫煙所利用者へのお願いということで、いくつか項目を挙げております。また後程ご意見いただければと思います。

また、官公庁庁舎内の喫煙場所のあり方についてもご意見をいただきたいと思っております。これにつきましては、資料2-3をご覧ください。全国の都道府県庁の喫煙場所の状況、禁煙の実施状況についてまとめられた資料になっております。

現在、「敷地内全面禁煙」をしている都道府県庁は 12 あります。ご存知の通り、兵庫県は建物内全面禁煙で屋外に喫煙所あり、ということになっております。現在、「全面禁煙に向けて検討中」が 4 ヶ所です。

勤務中の喫煙について、「勤務中の喫煙を禁止している」都道府県は 7 つです。兵庫県につきましては、規定がございません。都道府県庁の禁煙実施状況につきましては、兵庫県は出遅れているのではないかとという率直な意見ですけれども、先進県としてこれでよいのだろうかというご意見をいただいております。

続きまして、一般県民への啓発として、一般県民を対象とした新型コロナウイルスと喫煙に関する啓発資材についてご意見をいただきたいと思っております。こちらの方も事務局で、案を作成しております。それが 77 ページです。「あなたがもたらす幸せが生活」というキャッチコピーで作ったものでございます。次のページは以前作成いたしました啓発ポスターです。ご意見をいただけたらというふうに思います。

以上が喫煙所の取り扱いについてです。

2 つ目の家庭での受動喫煙について、資料 2 に戻っていただきまして、第 1 回検討委員会でのご意見といたしまして、「外出の自粛、在宅勤務が増えている。夫が家でたばこを吸っているのに対して、吸わないでほしいと言えない状況で困っている人がいる」「マンションの管理組合とか自治体に受動喫煙について啓発するのはどうか」という意見。それから「コロナごもり、リモートワークなどのことで、自宅での受動喫煙というのが非常に増えてきているのではないかと。喫煙率も上がっていくという悪循環に陥っているのではないかと思います。切り込んでいく取り組みが必要ではないかと思います。」というご意見をいただきました。

現在の条例の規定では、居宅等のプライベート空間については、20 歳未満の者及び妊婦を守る条項はあるというのが現状でございます。

ポイントといたしまして、条例はあるけれども、近隣住民から受動喫煙に対する規制はなく、啓発も十分とは言えないというところがあります。それらに対しまして、今後の取り組みですけれども、ご意見をいただきたいと思っております。

居宅等への啓発といたしまして、啓發文書を作成したいと思っております。79 ページをご覧くださいと思います。マンションなどの集合住宅を対象に啓發文書をつくりました。近隣住民からの通報など、集合住宅に関するものが多かったので、全戸配布していただいたり、管理組合に配布することを考えてつくった資料でございますので、またご意見いただけたらと思います。

それから、もう 1 つ在宅勤務に伴う対策として、在宅勤務の時ときの喫煙のあり方についてご意見がいただければと思います。参考に、74 ページに、野村ホールディングスの取り組みを、資料としてつけておりますので、ご覧いただけた

らと思います。資料2-4 74 ページ、この9月1日に配信された記事でございますが、野村ホールディングスは、就業時間中は全面禁煙ということで、在宅勤務の時もそれは同じ取り扱いとするということで、取り組まれている情報がございます。こういうことを参考に何かご意見がいただけたらと思います。

以上です。

○座長

今説明のあったことを踏まえ、それぞれの立場やご自身の周辺環境から感じられる受動喫煙防止対策についてのご意見をちょうだいできればと思います。もちろん事務局の説明内容についての質問、確認やご意見についてもいただければと思います。

まず、事務局の説明内容について、何かありますか。

では委員から資料配布されたものについて、もうすこし詳しく説明してください。

○委員

資料2-3ですね。これは2007年から継続して、47都道府県と46県庁所在地、23特別区5政令市と38中核市について調査し、その中の都道府県庁の一覧表です。

秋田県は非常に優秀な県で、県が管理する施設は敷地内禁煙、且つ勤務時間中は周辺道路での職員の喫煙も禁止です。

ですから、兵庫県もこういうルールを自分たちがやらないと民間はついてこないと思います。

「隗より始めよ」です。兵庫県の職員はもちろん、県内の市町とその職員も含めて、兵庫県の地方自治体が率先してやるから、民間の皆さんも一緒にやりましょう、という姿勢が大切です。逆に、県庁の中に喫煙コーナーが2個、テラスやベランダに喫煙コーナーが6個もある、こういう状況で、民間にやりなさい、では示しがつきません。

県庁のベランダで喫煙している時に、次の人が喫煙するためにドアを開けることが発生します。その際に、大量の煙が廊下に逆流します。

喫煙所があるテラスの近くの廊下はたばこ臭いと思います。さらに県庁の売店でたばこを売っていることも問題です。売っていない県もたくさんあるわけですから、たばこを売りつつたばこ対策をやるという、矛盾した行為をまずやめることが必要だと思います。その時に、関係者が「売上が大きい」と主張するかもしれません。しかし、たばこの利益は売り上げの1割です。たばこは売上額が大きいけれど、利益率は低い商品なのです。なくしたとしても痛手にはならない

です。

ですから、他の県で敷地内禁煙、職員の就業時間喫煙禁止、たばこ販売中止など良い対策を全部実施して、兵庫県が先進県になるべきだと思います。以上です。

○座長

ここで見てもらいたいのは、東京、千葉、それから兵庫県の隣の大阪が全部なしになっていて、兵庫県がある。兵庫県は禁煙推進県ということで約10年前に受動喫煙防止条例を神奈川県に次いで日本で2番目に作ったわけですが、そういう割には、この問題では遅れている。これは何とかしないとイケないだろうと思います。

資料の2を開いていただけませんか。まず、喫煙所への対策ですが、喫煙所へのガイドラインの提言について、何かご意見はありませんか。

○委員

資料2-1についてですが、駅前に灰皿がある場所が複数ありますね。屋外の喫煙所は密閉はされておりませんが、密接と密集が重なる2密となります。せっかくコロナ予防でマスクをしているのに喫煙のために外す、あちこちを触ってウイルスがついているかもしれない指でたばこをつまんで口に咥えることで接触感染の恐れもあります。マスクをすることが常識となり、歩きたばこが減っています。このタイミングで駅前の喫煙所をなくすべきだと私は思います。

○委員

特に、自治体の立場ということもありますので、特に喫煙所を公共がどう整備するかというあるべき論は1つあるのですが、喫煙の課題といたしましては、やはり公共が少なくとも整備に関わっているものに関しては、密を避けるという観点から、かなり厳しい制限をするということは、公共としてのメッセージとしては必要ではないかなと思っています。

また、各店舗さんとかがされているところに関しては、あくまで要請ということになるかとは思いますが、行政がこういう対応するから、同様の取り組みを要請するというのが、一般的に今、コロナで各施設等を閉めた場合というのは、我が市でも、公民館がこうやって閉めて、こういうことが禁止となると、それに準じて民間の方がご協力をいただくという順番ですので、少なくとも、将来的にとか今後そのところをどうするかという大きい議論もありますが、喫煙のところとしては、そういった施策を、兵庫県として大きくとるとするのは、公共としても自治体側としても協力すべき案件ではないかなというふうに思いましたので、まずその点だけ意見として申し上げたいと思います。

○委員

前回、条例をつくられたときに、県庁でイメージ的に、県庁に行ったら灰皿はないというのは、一般県民のイメージだろう。県民はわからない、県民にはないと教えて、実際にはある。

中の人達の意見があったのだらうけれども、県民には見つけられてしまう訳なので、ある程度見えてしまう、臭うし見つけられるので、ここはやっぱり、辛抱してもらうしかないではないか。要するに、県庁内すべて敷地内禁煙。少なくとも、来庁された方がない状態なので、中におる者は、やめざるを得ないというか、吸えない環境を作るしかないではないか。それは勤務されている職場内の時間内で、実際に吸うことにも繋がっていくわけです。

そうすると、売店で売るのはおかしいですよ。吸えないのに売っているというのは変な話なので。何とか、皆さんの合意を得られるのがいいのかなと思います。

それから駅とかの屋外の灰皿も、コロナの時しか廃止はできないのかなと思うので、各鉄道とかに言われて、廃止されるしかないのかなと。三宮の北側とかと同じように無くすしかないのかな。あれが一番町で歩いている人の、受動喫煙に影響あるので。

○座長

それに、県庁など公共の施設については、敷地内禁煙が絶対ということですね。

○委員

県が条例として出した限りは、あったらおかしい。

○委員

先ほどから皆さんおっしゃっていますけども、県が要請して今のコロナの営業自粛と一緒にですね。自粛をお願いするのに、県がしないというのは要請を守らないということになるので。

特に今コロナの中で皆さん、要請を受けたような中で、特に厳しくやらなくちゃいけない。そうでないと、守ってくれないと思います。県庁の庁舎はね。

○座長

敷地内禁煙にしたほうがいいということですか。

○委員

そうですね。印象的にはもう一番厳しくしても良い。これだけコロナの中で皆

さん我慢している中で要請して、従ってくれという要請するわけですから。そういう中でお願いを聞いてもらおうと思うとやっぱり厳しくしなくてははいけない。

○委員

県庁の問題に関しましては、皆さんの意見と、本当に同じで、まず、県が先頭切ってお手本となるような形に兵庫県はなるべきだと思います。約 10 年前に、本当に日本でもかなり先進的に厳しい条例を決めたということもありますので、今この資料 2 - 3 を見て本当にびっくりしておりまして、売店でたばこを売っているのかっていうのは県民の感覚からしてもすごく反発が起こるのではないかというふうに思いますので、そこは県がまずお手元を示して欲しいなというところではあります。

あと、例えば、駅前ロータリーとかの公衆喫煙所に関して、確かにそこがあるから集まってたばこを吸うというのも、私自身、よく見かけるところでそうも思いますし、ただこの資料 2 にも書いてあるように、逆に撤去されていくと吸いたい人は一体どこに消えていったのかっていうところとかもすごく気になるところ。また別のところでどこかに 3 密をつくっているということもあるのかなと思いますので、駅前の公衆喫煙所をなくしたことによって、一体どういうメリット、デメリットみたいなところも、望まない受動喫煙をしたくないっていうことでの方向で進めないといけないのですけれども、そこに持っていくためにも、オープンな形で、県民がどう考えているのかを吸い上げる機会であるべきなのかなというふうに思っております。以上です。

○委員

先ほども申し上げましたが、公共の駅前等は、この時期に関しましては将来的なあり方は、別に協議がこれから必要だと思いますが、この緊急事態宣言とかまん延防止という点からは、厳しい規制が私は必要ではないかと。そういうことをしないと基本的に、市民の方に「喫煙所が危険だ」と「リスクがある」ということは伝わらないと思いますので、まずそこは早急にできる範囲のこととして実施していただければなというふうには私は思います。

川西市は今、敷地内では禁煙になっております。次回、それぞれの自治体の状況をピックアップしていただけたらありがたいなと思っています。勤務中の喫煙に関しましては、勤務中というのは、休みの時間も含むということですか。基本的に労務管理上は、休憩時間に関しては、口出しはできないというのが、基本的な私の認識でありましたので、勤務時間中に喫煙をするというのは、基本的には川西市は職務専念義務違反という扱いになりましたので、昨年も勤務時間中に喫煙をした職員は 10 分の 1、1 ヶ月の減給処分という、異例の厳しい懲戒を

しています。その時間、本来仕事を与えるべきだったというその職務専念義務を違反したという単純にそういうところなので、どういうこの規程で禁止とか喫煙と書かれているのが、現場感としてはわからなかったもので、補足してご説明をいただければと思います。

○委員

勤務時間中は地方公務員法第 35 条を根拠に喫煙は禁止すべきです。現時点でそれが禁止されていない自治体があるのは公務員法に違反です。

さらに、弁護士の先生が、たばこの臭いをつけて戻ってくることは、周りの人間に対する不利益になるので、施設管理者は昼休みも喫煙を禁止する権限があるとおっしゃっています。

この質問そのものは、勤務時間中のみで限定しています。47 都道府県には昼休みも喫煙を禁止している自治体は今のところありません。

しかし、昼休みまで禁止しておかないと、周辺のコンビニですとか商業施設の灰皿に自治体職員が群がってしまう。特にこの前の仙台市の勾当台公園はそれで大問題になっていました。官庁街で合同庁舎や県庁市役所があって、勤務時間や昼休みに公務員が来て喫煙し、子連れのお母さんたちは入れないと新聞やネット記事になっていました。ですから、敷地内禁煙にする、就業時間禁煙、昼休みも禁煙にする前に、周囲の道路や公園も禁煙まで事前にルール化しておくべきです。そして昼休みに我慢できないような人は依存症という病気だから、ニコチンガムを買ってから出勤してください、ニコチンパッチを貼った状態で来てください。帰宅までは我慢してくださいというふうにして、あらかじめしておかないと、仙台市の状況になってしまいますので、その点は、ご注意くださいとお願いしたいと思います。以上です。

○委員

ご説明ありがとうございます。自治体の立場としては、休憩時間中をやはり労働環境の中から制限をするということが、どの法に基づいてどういうふうにできるのかとあるべき論の話と、法律上どうクリアするかとか、就業規則上どうクリアするかというのは、弁護士の先生がどう言われたかわかりませんが、弁護士は見解がいろいろございますので、そこは自治体によって違うのかなと思います。一般的にはたばこを勤務時間中に吸えるとか、節度がある自粛とかがあるのは、市町の感覚からすると、ちょっとありえないなど。やはり市町は、一步步けば、休憩時間中と言ってコンビニでたばこを吸っていたら、すぐ市長への提案という形で、メールがたくさん来て、その結果コンビニから灰皿が撤去されるという状況で、じゃあ今職員がどこにいつているかということ、ほとんど車です。近く

に駐車場を借りている職員を中心に複数人が車の中に集まって、たばこを吸う。そこがまた密になってしまうので、そこをどうするかというのが、今コロナ禍での課題ではあります。

委員からもあったと思いますが、どこに行くのかと、全部ゼロにしておっしゃったとおり、おそらくその依存症ということなので、そこも治療をしていくということですが、今の時点で、どこまで制限するかというのはすこし悩みながらの部分です。ただ兵庫県は先にやはり喫煙所は何とかするべきだなというのは、市町の立場も強く感じますので、ぜひ、総務部門に働きかけていただければと思います。

○委員

野村ホールディングスが出しているが、一応受動喫煙だけ考えると、呼気から出てきますから、吸って45分は席には座らないでくれと書いてある。だいたい1時間の休み時間でスタートの15分しか吸えないのではないかと。だから、禁煙という立場か受動喫煙の立場でいうと職場に入るときには45分前に吸っているということになるので、それも吸う人に言って、周りの人のこと考えて吸ってくださいとする。

○座長

確かに、呼気の中に出てきますから。

それから、兵庫県の他の市町で敷地内禁煙をしているところは、どのぐらいありますか。

○事務局

調べていません。

○座長

どの程度の市町村が兵庫県の中で、川西市のようにやっているかぜひ調べてください。案外あるのではないか。川西市だけですか、それともほかの市でやっているところもありますか。

○委員

他市の状況はわかりませんが、むしろ私の感覚で私が総務部門から説明を受けたのは以前も申し上げたのかもしれないですが、私が市長就任直後には、喫煙所作りたいという予算要求がありまして、認められるわけがないだろうと言って一蹴したのですが、もう公共施設は敷地内にはもう喫煙スペースはつく

れないから駄目ですと、作るとしてもすごく箱型の完全なやつでない駄目ですと。でも屋上ならいいかもしれないという議論の中で、そんな危ないところに作れないだろうと、結局つくらなかつた。ですから、大体全面禁煙になってないのですか。ただ自治体の立場として喫煙所をつくることに、予算を認めてもらえるような財政状況ではないので、かなりの自治体が撤去されているではないかという印象を持っています。ただ、一方、我々としても厳しいのがやはり議会側は、議会棟は独立しているという、議会としての二元代表制のプライドもございまして、私、市議会もいたのですが、市議会は庁内禁煙のときも、うちの控え室は治外法権だと言ってたばこ吸っていましたので、さすがにもうないですけど。庁内でも、議会が違うというのは町によってあるので、他市までは私も十分は存じ上げないです。

○委員

こういう自治体の一覧表作ったきっかけは、47都道府県がまずは敷地内禁煙になって欲しい。自治体同士を比較することによって遅れている自治体の尻叩く意味でこれ作りました。

本日の議論に基づき、兵庫県の全市町の一般庁舎と議会棟の一覧表をつくるべきです。そうしてその問題を明らかにすることによって兵庫県全体がレベルアップしていくと思います。

○委員

議会と一般庁舎はぜひ別で。さらに売店でのたばこ販売、勤務時間中の禁煙、そして新たな問題としてきつとどこもやってないと思いますが、昼休みの喫煙禁止の調査も。

○座長

事務局で早急に調査するということですね。お願いします。

それから、方向性としては官公庁舎内の敷地内禁煙、売店でたばこ売らないそういうふうな方向で、まずこの新型コロナウイルスと喫煙に関するワーキンググループの提案ということにさせていただきたいと思います。その方向性については、よろしいですよ。

○委員

大丈夫です。

○座長

それから官公庁舎内の敷地内禁煙については、条例を新しくつくるということではなく、今の条例の範囲でできるということですか。説明してくれますか。

○事務局

はい。条例の中で、官公庁とそれから議会棟も含めまして行政機関はすべて敷地内禁煙、ただし敷地内に喫煙場所を設置することができるという条例の規定になっております。設置はできるけれども設置を求めているので、今の条例の中で、例えば、県庁舎すべて敷地内全面禁煙にすることも可能ですので、条例自体はさわる必要はないかというふうに、事務局では思っております。

○座長

売店でたばこを売らないということはできますか。

○事務局

条例の中では規制はございませんが、条例とは別に、施設管理者の判断により可能です。

○座長

喫煙所内、喫煙所の撤去とかについてどうですか。

○委員

いわゆる私鉄には今ないです。JRの主要都市の駅前にある。だからこういう、こういうコロナの時期なので、現に神戸三宮の駅前の北側完全撤去になっていきますので、同じく、コロナの時期に撤去するしかない。でも、一部の方が言われたように、集まってこられた方が無くなったときにどこ行くかというのがあるので、吸う人はどこか遠いところで吸うように、人の通らないところに造るのか、造らないのか。

○座長

いずれにして撤去ですね。

○委員

はい。

○座長
どうですか。

○委員
はい。私も撤去でいいです。

○座長
委員、撤去でいいですか。

○委員
はい。撤去でいいと思います。

○委員
先ほど申し上げましたけど公と民になると思いますので、公に関してはもう撤去しますし、民に対しては民間に対してやはり要請するという以外、条例で規定していたら別なのですけど、今条例で規定していないというのであれば、感染対策という観点から撤去要請するという事は、現実的に法的にもありえるのではないかなと思います。

○座長
全員一致して撤去の方向で。それから、売店で売らないという方向で、まとめさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、一般県民への啓発についてご意見がありますか。例えば77ページに、「喫煙は、新型コロナウイルス感染症が重症化する大きなリスクとなります。」と書いているけれど、もっと大きい字でぱっと見たらわかるように。禁煙のマークにウイルスがついているのはいいのではないかなと私は思っているのですけど。他の方、何か意見ありませんか。

○委員
このイラストですけども、ハートマークは煙か何かのイメージなんでしょうか。

○事務局
ハートマークは心の落ち着き、平穩のイメージをしています。

○委員

たばこの煙に見えますね。

○委員

ぱっと見て、どちらかと言うと、危機感があまり呼び起こせないといえますか、幸せな生活が送られていますよとイメージがあるので、文章と逆行するのかなというのが私の印象です。

○座長

「喫煙」を逆にするとかですね。他の方、ご意見をお願いします。

○委員

これはまだ出てないのですね。おつくりになられた方の意図もあるのでしようけれど。言われた通り、これだったらインパクトは、弱いですね。だから、どうしろと言われても、よく言えないのですけど。

なんかちょっと違うような気がする。この言われたように字のほうを大きくするか、下の字の方を大きくするか。下の字を読みにくいような気がします。絵だけ見てハートマーク、あなたが幸せなんだと思い、字を読むのかなという気がします。

○委員

コロナのリスクです、をもっと大きくしないと。禁煙マークに、コロナのスパイクがついているのはすごくいいアイデアだなと思います。

○委員

企画書を見ると、要するに、余りにも禁煙マークとかそういったものをバンと出すと、強い抵抗感があるので無視されるから、こういった寄り添っているという形ですけれども。多分、喫煙している方は、全く自分に対してのポスターとはやっぱり思えないと思います。すごく曖昧過ぎて、やはり、大変失礼な言い方ですけれども、「あなたがもたらした幸せな生活」というのは一体、あなたの何がもたらしたっていうところとかが、伝わってこないとすごく弱くなって正直思います。

確かに禁煙マークとそのコロナのスパイクですか。これがまじわっているのは、これはすごくインパクトがあるので、これを前面に出せとは言いませんけれども、目的がそのコロナウイルスと喫煙の関係について啓発したいということであれば、やはりこのあたりをもう少し伝えるっていう形のほうが、いいのでは

ないかなというふうに私は思いました。以上です。

○委員

ありがとうございます。両方言っていいですか。一般啓発について、77 ページの方は皆さんもうすでにおっしゃっていただけてます通りで、そもそも啓発は、難しいのですが興味がない方に気づいていただくという、モットーですので、例えば具体的に数字があるとかですね何%の人がどうなるのか、何割の人が重症化リスクが5倍になりますとか、亡くなられた方の何パーセントが喫煙していますとか。なんかそういう具体的な数字がある方が興味がない方、大丈夫だと思っている方には伝わるのだろうと。それを見て、ご家族の方がいやお父さんやめようよ、お母さんやめようよ、というお話に繋がるのではないかなと思っています。

マンションの方はですね、私、マンションに住んでおりますので、やっぱり近所の方が、においがある洗濯物とかいろいろやっぱりあります。文章が、「一方、自宅での受動喫煙について、問い合わせをいただいています」と書かれても、迷惑をかけている方は迷惑がかかっているとそもそも思っておりませんので、ここはお問い合わせではなくて、正直にこのにおいに困っているとか、その煙に迷惑をしている方のお声が届いていますとか、ただ、ご近隣どうしだと禁止だとかになるとトラブルになるので、自主的に止めていただきたい、ということがメッセージだと思いますので、ベランダで吸っている人は皆さん、ベランダで吸っていて、「俺はベランダで吸っていて、なんて気づかいはできているやつなんだ」と思っている。

家族のことを考えて、わざわざベランダに出たり、外に出て喫煙していて、それが隣の人に迷惑かけているとまでは思っていないので、そこが迷惑なんですと、困っていますというメッセージにしていただけたら伝わるのではないかなというのが感想として思いました。

○委員

前に先生がベランダで煙が上がってくるとか、いま言われたように、家の中で吸わずにベランダで吸うということは、自分の家の中に入らない。だけど、マンション等近隣に煙が行くというのを、絵みたいなのがあればいいのかなど。最初のほうの一般県民向けは、人の絵ですけど、シェーマ的、幾何学的な絵に変えて、ぱっと見てもらえるような絵に変えていって、皆さん言われたような、文言を入れていかれてもいいのではないかな。

○委員

77 ページは先ほど言ったとおりです。78 ページは、すでに作られているものですね。

○事務局

はい。ポスターはすでに作ったものです。

○委員

わかりました。79 ページは先ほど市長が言われたように、「問い合わせ」という間接的な表現ではなく、直接的な苦情が入っている。どういう苦情があって、この中に、先ほど言われた住宅のベランダの受動喫煙がはっきり書かれていないので、その辺もはっきり書かないとわからない人はわからない。その辺を補足してもいいのかなと思います。

○委員

このマンション等での啓発案で言うのであれば、やはり集合住宅で望まない受動喫煙が起こるっていうことをやっぱり明確に出したほうがいいと思う。ベランダとかで吸うということは、あなたは良くて、他の人たちは望まない受動喫煙があるということをしっかり PR するというのが必要かなっていうのと、やはり文章だけでは伝わらないので、どなたかがおっしゃったように、煙がどこまで広がっていつているのかとかそういったイラストみたいなのを入れたり、データがあると良いかなというふうに思います。

それともう 1 点、思いつきに近いアイデアですけども、例えばこの一般県民向け啓発資材のところ、もちろん、一般県民向けなので、私たばこ吸ってないので関係ないですけども、先ほども申しあげましたように、やはりまず県の職員がお手本となることを考えたときに、こういったものが目につくタイミングってというのはいつなのかなと考えました。要はタバコ吸っている人、止められない人で、おそらく、いろいろデータを調べてみると、自分の健康について考えるときは、健康診断の 1 週間前というのは非常に大きなポイントです。その時にみんな例えばダイエットし出したり、脂っこいもの避けるとかというふうに。健康診断の数値をすごく考えたりとかしますので、そういった自分の体のことを考えるときに、例えば民間を調べて渡すのは難しいと思いますので、県庁では例えば健康診断の 1 週間前に、より一層啓発していくとか、タイミングもすごい重要なのではないかなと思いました。以上です。

○座長

今のような意見を踏まえて、一度検討していただいて、メールとかで各委員とやりとりするということがいいのではないかと思いますけれども。

それからもう1つ、私が気になっていたことで、兵庫県では妊婦の喫煙率が高かった。もう一度調べていただけますか。

○事務局

もうすぐ、秋ぐらいに新しいデータが出ます。

○座長

妊婦さんに「もうたばこはやめたほうがいいですよ」という啓発をする必要があるのではないかと思いますけれども、これについては、やったほうがいいと思います。デンマークからつい最近出た論文で、コロナに感染した妊婦さんの入院リスクが、喫煙している妊婦の場合は、4.69倍高くなるという正式なデータが出ています。「妊婦さんは禁煙の方がいいですよ」という項目を啓発する。ポスターかなにか作った方がいいと思う。よろしいですか。

○委員

そうですね。妊婦はすごく気になっていましたので。

○委員

ぜひぜひ、もしそういうものがありましたら、特に自治体は最初にファーストアクションで必ず母子保健&母子手帳を保健センター等に取りに来るということがありますから。そういったところでの協力は、おそらく多くの自治体で協力してもらえるのではないかなというふうに思っております。

○委員

大丈夫だと思います。

○委員

条例の第20条に妊婦は喫煙をしてはならない、という兵庫県にしかない条例です。ですから、今の議論は、条例に反することを認めるような形になるので、条例どおりできないものなのではないでしょうか。

○座長

兵庫県は妊婦の喫煙率が高いということがこの前言われたので、そういうこ

とを啓発するということでよろしいですね。

○委員

コロナのこともあるでしょうけど、条令で妊婦の喫煙は禁止、と定められているということ。

○事務局

はい。

○座長

せっかく条例も、そうなっていますので。

70 ページの下の段の 20 歳未満の者及び妊婦を受動喫煙から守るため居宅等への啓発文書を作成についてはさきほど議論しました。

大事な問題は、いま、在宅テレワークが非常に多くなっている。このテレワークをどうするかということが非常に大きな問題だと思います。野村ホールディングスが資料のような提案をしているわけです。これは全くもつともだと思ふ。この点について、まず、ご意見ありませんか。

テレワーク、在宅勤務を川西市でもやっていると思いますが、その在宅勤務中の喫煙のあり方について、野村ホールディングスが先ほど言った資料のように、職場で勤務しているときと全く同じようにやってくれと提案していますが、この点について、市長さんとしていかがですか。

○委員

そうですね、自治体としては、地方公務員法で職務専念義務があるということですから、場所がどこであったとしても、職務中はその職務に専念する義務を負うということですので、たばこを普通に吸いながらとかというふうなことは、本質的には禁止されるべきだろうとは思いますが。ただ、そこをなかなかずっと ZOOM で監視しているということではありませんので。基本的なところとして我々も、在宅ワーク中は、あくまで職務時間中であると。ですからその職務時間と同じ権利義務は果たしていくというのが基本的な建付けになるだろうと思っています。

実は先日ですね、例えば、出張中の移動の新幹線やホームの喫煙室でたばこを吸ったらこれは違反かどうかみたいなことも議論をしまして、これはだめだろうということだったので。そういったことも含めて整備はまだ明確に何とか禁止何とか禁止と、コーヒーはだめなのかとか、そこまでまだ制限はしきれてないのですが、一般的にこの職場で許されることは許されて、職場で許されないものは許されないというのが、テレワークの基本的な原則だとは思っており

ます。

○座長

大変明快なご意見ありがとうございます。

○委員

野村ホールディングスが書いてあるけど、それぞれの企業さんとしては、健康経営というのが謳い文句になっているので、社長以下社員の方々が、自分の健康を守る概念の、これは「禁煙」ですよね。「禁煙」というスタンスでいかれているところが、各会社によって、企業によって、その社員と話し合っているところの中の流れでやっぱり在宅ワーク、仕事中は、というところに辿り着くのかなと思う。一方で、県庁の中でこの禁煙となったときに、今まで吸われていた方が、県庁にいる時間帯吸えないとなったら、帰る途中か、家で吸うことになってしまうので、結局、家庭で吸う場所があるということになるので、誘惑がいっぱいですよね。だからなかなか禁煙指導に回らない限りは、もうテレワークの喫煙がなくなると、全くもって誘惑に耐えられるか。よっぽど監視するような状態でない。職場だったら立ち上がって出ていったらトイレかなにかわかってきますけど。そういう会社でないと禁煙指導に行くしかないではないかと思えます。

○座長

このテレワークというのは、日本ではコロナ以後一般化したので、全く新しい問題です。だから、全く新しい問題に、新しくどうアプローチしていくかということ、を、きっちりやってみたいなと思っています。

○委員

この実効性というところから考えてですね、庁舎など公の所は先ほど言われた様に規制できると思いますが、個々人に規制しにくいのではないかと。どうするかと言うと、それぞれ民間の会社にこういった規則を作ってくださいと要請した方が実効性はあるのかなと。個々人に言って守ってくださいと言っても別に縛るものもありませんので。会社に作ってもらって、会社が管理して、言われたように、ずっと勤務時間中監視する訳にはいかないんで守っているかどうか、なかなか難しいんですけれども、それでも個々人に出すよりはちょっと実効性があるのかなという気がします。

○座長

兵庫県では、これについて対応していますか。テレワークをしている兵庫県の

職員に対して、実際県庁に出てきているのと同じような対応をするようにという指導はしていますか。

○事務局

兵庫県の状況といたしましては、平常勤務しているのと同じ勤務を在宅においてもするようにという形での指導は受けております。ただ、喫煙等まで踏み込んだ指導というのは今のところ、行なっていないという状況です。

○委員

この家庭でのたばこ吸う人は男性だけとは限りません。もちろん女性もそうですけれども、仮にたばこを吸うのが夫であったとしたら、やはり一番、耳を傾けるか傾けないか、家庭によって違うかもしれませんが、妻からの強い抗議であったり、例えば、正確なデータに基づいたなぜその受動喫煙がどれだけ悪いのかということ訴える話をするのが一番だろうと思います。特に家庭というのは女性の立場が非常に強いところもありますので、であれば、例えばその啓発のポスターは、私たち女性が本当に配偶者のことを考えるのであればきちんと勇気を持って、言おうと、言ってあげようみたいな啓発というの、いいのではないかなというふうに私は思います。それが自分自身と、大切な夫、配偶者のことも守るということ。あなたの勇気なんだというような形の啓発も有効ではないかと私の女性の観点からもそういう思いました。

○座長

それは大変いい意見で、確かに家庭では、やっぱり主導権取っているのは女性で。だから、家庭の女性を焦点にしたような啓発か何かそういうものを考える必要がありますね。

このテレワーク中の問題について、外国、日本でどういうふうにするのがいいという情報みたいなものはありませんか。

○委員

さっきから問題になっているベランダの喫煙ですが、私たちが、昨年12月に論文として出版し、上のフロアにも、同じフロアの隣の家にも流れていくことを示した論文をもとにイラスト化すればいいと思います。ベランダで吸っても屋内に入ってくるっていうのも粉じんを測ったデータもあります。同じくイラスト化して、科学的なグラフは、一般の人にはわかりにくいので。そして、1本吸ったら45分口臭に残るから、さっきの野村ホールディングスやイオングループも仕事に就く45分前は喫煙しないようにと、社員に向けて方針を出しました。

そうすると会社でも吸えない路上でも吸えない、そして帰る途中の喫煙コーナーもなければ、家に帰っても奥さんの力が強ければ、結局止めざるをえなくなるわけです。そうやって吸える場所をどんどんなくしていくというのが結局は根本的な、受動喫煙対策の解決方法です。どこかに残すとか残さないとかじゃなくて。コロナで路上でも皆マスクしているわけだから吸えないことは良いチャンスです。そして吸っているとコロナの感染率とか重症化率も高くなりますよと上手に絡めながら、一人一人を禁煙外来に導いていく。滋賀県庁は健康診断の度に、ニコチンパッチとかニコチンガムの情報、そして、禁煙に成功した職員のAさんBさんCさんから、まだ吸っている人へのメッセージを健診の度に配っています。そういうことを、兵庫県でもやっていかれると良いのかなというふうに聞いていて思いました。以上です。

○座長

在宅勤務に伴う問題というのは日本では新しくコロナの時代で一般化した新しい問題なので、何かこれに対して新しく対応する。官公庁でそういうことについて、出しているところとかありますか。

兵庫県でやるとしたら、兵庫県が初めてになりますか。

○委員

そう思います。在宅勤務で問題になるのは、ベランダの喫煙と台所の換気扇の下で吸うことによって、戸建住宅でさえ隣の家に迷惑かかる、ましてや玄関先とか庭先で吸ったら、お隣にはもちろん、道路の歩行者まで望まない受動喫煙が発生します。

私たちのデータで25メートル先まで粉じん計で、きちんと検知できるほどの受動喫煙が発生するのは過去に何度もこの会議で出しています。それをイラスト化して県民の方に配ればいいのではないかなというふうに思います。テレワーク、在宅勤務ということに絡めて。

○座長

委員が持っているイラストみたいなデータを事務局に送ってくれませんか。

○委員

はい。つい半年ほど前、子供新聞というのがあり、クイズ形式みたいな感じで、タバコの小学生に向けて、たばこの煙をどこまで届くとか、正解は25メートル以上届きますというイラストポスターを作っています。ポスターそのものは、出版社に著作権があるので、見本として送ります。

○委員

一般的に今のテレワークでの家庭の問題は、配偶者ありの前提の会話ですけど、気になっているのは、単身、独身が自分の部屋でもベランダも開けないで、吸っている人の喫煙量が増える可能性がある。この場合、喫煙の量が増えたをやめた人が吸う場合の2パターンがあると思う。家庭がある場合と独身の場合があるので、だからお作りになられる時はやっぱり、ターゲットは配偶者でなくて、その人自身というのも、忘れないでおいた方がよい。単身者だったらどんどん吸いますから。

○座長

独身者が多いので、確かに独身についても作る必要はあります。

○委員

1枚でオールマイティーのポスターはできないので、とりあえず今回は、在宅勤務で、家庭の中に同居者がいる、あるいは集合住宅や戸別住宅が混み合っているとところに住んでいる人たちをターゲットにしてもいいのかなと思いますが。

○座長

そうですね。多分予算にも関わると思うけれども、予算はどうか。コロナ関連なのでコロナ対策の予算として請求してもいいではないか。

○事務局

予算的にはあまり潤沢ではないので、複数種類を作るとするのは難しい。今後、要求としてさせていただきます。

○座長

川西市長さん、この喫煙対策の予算とかについては川西市ではどうなっていますか。

○委員

どちらかというところ、喫煙ということで特化しているということは本市ではなくて、いわゆる一般の健康施策の中でやっているというのが一般的です。我々規模の自治体ですと、健康管理をしているスタッフというのがやはり限られておりますので、大切な問題ですけど、受動喫煙対策で1つの課とか事業というのがなかなか、体制的に回らないので。それは10万人より下の自治体はほとんどそういう状況ではないかなというふうに思っています。ただ予算はおっしゃって

いただいたように、コロナにかこつけたら、今のところ、それなりに頑張れるのかなとか思っておりますので、そこは県の予算の財布は言いませんけれども、様々なご協議をさせていただければと思います。

○座長

それでは用意した内容は議論しましたが、何かこういうことについてディスカッションしたほうがいいですよということがあれば。何かありませんか。神戸新聞の論説委員、マスコミの立場から何かありませんか。

○委員

今コロナで、政治家のメッセージという話がありますけど、メッセージが非常に大事になってくるだろうなと思います。誤ったメッセージを出さない。これはコロナも一緒ですが、解りやすいメッセージで。もっと解りやすく、もっと解りにくいところに言葉を足して、やったほうがいいのかなという気がします。

○委員

メッセージといえば、今月号の産業医科大学ニュースに載る病院長からのメッセージですけれども。大学の周辺で吸って、屋外であっても望まない受動喫煙を発生させないように配慮する義務ができたので、勤務中のみならず、昼休みに周辺道路でも厳に禁煙も守ってください、そして自分や自分の大切な人を守るために禁煙することを心がけていただきたくお願いしますという内容です。これを、すべての町長や市長から職員や市民に発するといいのではないのでしょうか。

そしてその上で、さきほど申し上げたように勤務中はもちろん禁煙ですから、昼休みの対策としてニコチンパッチやニコチンガムを自治体が最初に2週間、3週間だけ提供します。その3週間の間にやめてください。やめられない人は4週以降は自費負担、自分で買ってください、とするのが一番いいと思います。

この前調べてみたら、国家公務員と地方公務員の人口は全体の2%ぐらいです。その人たちが全員たばこをやめれば、国の喫煙率の目標12%にちょっとでも近づくとするし、路上の望まない受動喫煙も減ると思います。

○委員

繰り返しになりますが、委員がおっしゃっていただいたことで非常に重要なのは、私は北風と太陽ではいつも太陽政策を職員にはしており、厳しいときは処分とかめちゃくちゃ厳しくするのですけども。

今、正直、昼休みの時間がもう半減するような職員は、ちょっとずつここが潮時

かなという空気というか、そういったものは確実にできています。先生おっしゃっていただいた通り、同時に少し後押しをするような、職員課の方から、今こういう状況でもあるから積極的に禁煙していこうよといったメッセージというのは、職員担当の部署と協議をしないといけないなというのは、今先生のお話を聞いて思いましたので、むしろ、私だけではなく、いろんな自治体のリーダー達と先生方がこうやってお話をいただいて、職員の体調管理をするというのもトップとしての責任だと、1つリーダーの組織運営の上の重要な役割ですので、そういった観点からも少し考えていきたいなと思います。

○委員

非常に今の川西市長さんのコメント、すごく心強いというか頼もしいというか、まさにその通りだなというふうに思いました。要するに今県内の市町のトップたちが、やはりこういうコロナということで、本当に自分たちの職員の健康管理をしっかり考えるという事も、市民たちに対しても皆さんの責務だと思えます。職員たちから健康でしっかり仕事していただかないと、私たちも困りますので。そういった観点からコロナだからこそ、この時にこういった禁煙であったりとか、受動喫煙に対してしっかりと考えて本腰入れていこうというのは、良いタイミングになるのではないかと思いますので、ぜひそういった方向で話を進めていただければと思いました。

○座長

わかりました。大変いいディスカッションになっているのではないかと思いますけれども、最後に何かこれだけは言っておきたいというようなことありますか。

○委員

全く違う話ですが、受動喫煙ではなく、禁煙の方ですけども。職場の話で、ある会社の働いている方が禁煙したいと、自分から皆に「私は禁煙したい」と宣言して、それに5人ぐらい名乗り出て、ダービーになって、誰が守るかというのをみんなで支援する。禁煙をある期間したら、おみやげというのかご褒美みたいなものとして、職場全体でその方々が禁煙を頑張れるような取り組みをするというのを、あるところで読みました。健康、健康経営の1つの施策としてやっぱり、受動喫煙イコール禁煙となると職場の中で吸わないというのが、最終的に家庭に吸わないに繋がるんでしょうね。

○座長

他の方、何かこれだけは言っておきたいということありますか。

○委員

私はいつもニコチンガムとパッチを持ち歩いていて、たばこ臭い人に差しあげています。そうすると、みんな少し考えるところがあるみたいで、何度かそういうやりとりをしていると、たばこをやめていきます。喫煙者は吸いたくて吸っているわけではなくて、やめられないから吸っているんだという観点からアプローチしていくべきだと思います。

薬局薬店で処方せんなしで購入できるニコチンガム、パッチで禁煙にトライし、それが成功しなかった場合は禁煙外来にいきましょう、という二段階禁煙手段を自治体職員の皆さんたちに紹介して欲しいと思います。公務員が路上や公園で望まない受動喫煙の加害者側になっていいのかという視点を持って欲しいと思います。

○座長

何かありますか。ないようであれば、時間になりましたので、今日のワーキンググループはこれぐらいとさせていただきます。大変活発なご討論ありがとうございました。問題については今後メール等で、やりとりしなければいけない問題がたくさん宿題をはじめとしてありましたので。

次回は10月12日です。それまでにこれらの資料を集めるのは大変かもしれないけれど、事務局の方でよろしくお願いします。これで私の方からは、終わりということにさせていただきたいと思います。

○事務局

本日は本当に貴重なご意見たくさんありがとうございました。事務局といたしましては、今後皆様の今日を含めました意見を取りまとめるとともに、県下市町の庁舎の喫煙状況の調査等を次回の開催前に皆さんにお示ししてご意見を賜るという形で進めさせていただきながら、今後、調整を進めて参りますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

次回の開催でございますが、座長の案内にありましたとおり、10月12日午後4時から6時です。神戸市近辺、且つまたオンラインを含めまして進めさせていただきたいと思います。また正式なご案内につきましてはまたこちらのほうから、時期が近づきましたらご案内させていただきます。引き続きのご指導のほどよろしくお願いいたします。本日は本当にありがとうございました。それではこれもちまして、検討委員会の方を終了させていただきます。ありがとうございます

いました。